

ある。推古朝以降にはこうした出兵の動きはみられず、王権内における舒明系への皇統の移動をはじめ、むしろ国内の情勢が緊迫してくるのである。

齊明は宮殿・道観や「狂心の渠」などの土木工事を好んだと伝えられる一方、奥羽地方に対して軍事行動を起こしたが、西国との関係は窺えず、造営好みが高じて神籠石を築造したとも考えられない。七世紀に外敵に備える軍事施設として西国に神籠石が築造されたと想定するのは難しいのではなかろうか。出兵に伴う全国的な動員は人的・物的にも大きな負担であり、②は非常時の築城であって人的・物的の更なる徴発を行わざるを得なかったとしても、6世紀以降のヤマト王権の全国支配の地方装置＝屯倉・総領・国造などの展開を考えれば、出兵と①の築造を同時的に行う必要性は実際的であったろうか。むしろ百済出兵に際して、吉備と筑紫に軍政府的機能を有する大宰が設置されたことを重視すべきである。上述したことや①と②の築城場所が異なることなどからは、①②の山城は築造の時期・目的を異にするものと考えられるべきではなかろうか。

(3)

古代の北部九州の歴史における大きな出来事は、筑紫君磐井の「反乱」と既述の齊明の百済出兵である。ヤマト王権と地方の関係は、対等的関係（四世紀代まで頃）→支配的關係（五世紀代）→支配・服属関係（六世紀代以降の統一期）の展開が想定される。九州では五世紀後半には江田船山古墳出土鉄刀銘の典曹人（同様に関東の稲荷山古墳出土の鉄剣には杖刀人）にみられるような地方豪族が王権の許に上番するような支配的關係にあったが、冠をはじめレベルの高い豪華な副葬品は、その一方で王権の規制を受けない自立性をなお保持していたことを示している。こうした関係が崩れ変質する契機が磐井の「反乱」であって、これ以降にヤマト王権は沿海部から内陸部に、いわば面としての支配を及ぼすようになる。わが国最初の古代山城＝①の神籠石の発見は明治31（1898）年の高良山であったが、磐井の最後の決戦が御井郡、恐らくは高良山の山麓で戦われたであろうことは象徴的である。



古代山城・屯倉等分布図

日本書紀 継体二十二年十一月条

二十二年の冬十一月の甲寅朔甲子に、大將軍物部大連鹿鹿火、親ら賊の帥、磐井と、筑紫の御井郡に交戦ふ。旗鼓相望み、埃塵相接けり。機を兩つの陣の間に決めて、萬死つる地を避らず。遂に磐井を斬りて、果して疆場を定む。十二月に、筑紫君葛子、父のつみに坐りて誅せられむことを恐りて、糟屋屯倉を獻りて、死罪贖はむことをす。

日本書紀 安閑二年五月条

五月の丙午の朔甲寅に、筑紫の穂波屯倉・鎌屯倉・豊国の磯崎屯倉・桑原屯倉・肝等屯倉を奪りて、謀め。大抜屯倉・我鹿屯倉・我鹿屯倉を阿何と云ふ。火國の春日部屯倉・播磨國の越部屯倉・牛鹿屯倉・備後國の後城屯倉・多羅屯倉・來履屯倉・葉稚屯倉・河音屯倉・新羅國の膽殖屯倉・膽牟部屯倉・阿波國の春日部屯倉・紀國の紀高屯倉・尾張國の間敷屯倉・入鹿屯倉・上毛野國の綠野屯倉・駿河國の稚倉屯倉を置く。

日本書紀 天智十年十一月条

十一月の甲午の朔癸卯に、對馬國司、使を筑紫大宰府に遣して言さく、「月生ち二日に、沙門道久・筑紫君藤原馬・藤原勝婆・布師首登、四人唐より來りて曰さく、「唐國の使人、藤原等六百人、送使沙羅登等、千四百人、總合せて二千人、船四十七隻に乘りて、俱に比知嶋に泊りて、相語りて曰はく、今吾軍が入船、數衆し。忽然に彼に到らば、恐るらくは彼の防人、驚き駭みて射戦はむといふ。乃ち道久等を遣して、預め稍に來朝の意を披き陳さしむ」とまうす。

日本書紀抜粋

天皇	年月	地域名	官職	人名	記事	出典
1 孝徳	己酉年	常陸	常陸	高向臣・中臣藤原田連	坂より東の国を豊饒する (總叙条)	常陸風土記
				高向大夫	神郡別置の申請を受ける (香島郡条)	
				高向大夫	信太郎別置の申請を受ける (信太郎条)	
				高向臣・中臣藤原田連	郡家別置の申請を受ける (行方郡条)	
				常陸	多珂・石城二郡別置の申請を受ける (多珂郡条)	
2 天武	14・11	周防	總令	田中朝臣法麻呂	周防總令所に備用鉄1万斤を送る	書紀
3 持統	3・8	伊予	總領	田中朝臣法麻呂	讃岐国御城郡の廢た白燕を放棄させる	書紀
4 文武	4・6	筑紫	總領	石上朝臣麻呂	任官、直大老	統紀
				小野朝臣毛野	任官、直広參	
				波多朝臣年後門	任官、直広參	
				上毛野朝臣小足	任官、直広參	
				百濟王遠宝	任官、直広參	
5 文武	4・10	不詳	總領	石川王	都司村を広山里と改める (世保郡広山里条)	播磨風土記
6 不詳			總領	石川王		

総領一覧

王権の地方支配の重要な柱は服属した地方豪族の支配領域に、王権の政治的・軍事的拠点として屯倉を設置することであった。磐井の「反乱」平定後の九州でも息子葛子が贖罪として献上した糟屋の地に屯倉を置き、やがて九州の屯倉を統括する那津官家を設けて、総領を配置した。総領は重要な地域の複数の屯倉を統括する官であり、西国には吉備・周防・伊予の瀬戸内海沿と北部九州の筑紫に置かれたが、それらの諸国には神籠石の存在が確認されていることは注意してよい。『書紀』安閑2（535）年条によれば、筑紫には糟屋・那津の他に、穂波・鎌屯倉、豊国に磯崎・桑原・肝等・大抜・我鹿屯倉、火国に春日部屯倉が置かれた。これらの屯倉の正確な場所の比定は難しいが、概ね後の官道に沿って置かれているといえる。これらの屯倉配置の特徴は、門司から周防灘に沿うものとそこから田川方面に抜けて後の大宰府から博多・唐津湾方面に至るルートに沿っていることである。これは明らかに関門海峡や宗像の鐘崎沖を経由する海の道とは別の陸の道を押さえるものであり、ヤマト王権の九州支配に際して畿内との海上通路の確保と、那津官家等の九州支配の中核機関へのより安全な連絡手段の確保を意図したものと評価できるであろう。これらは九州支配に不可欠の装置であるが、同時に曾ての磐井の勢力圏に対する押さえの意味も有していたと思われる。また、天平12（740）年の藤原広嗣の乱で広嗣側の軍事拠点で、大宰府＝朝廷直属の軍事施設であった板櫃・京都郡・登美鎮が周防灘沿に配置されていることは、磐井以後の畿内政権の伝統的な政治的・軍事的な認識と対応を継承したものと見えるであろう。

(4)

屯倉は政治的・軍事的な重要拠点の官道に沿った平地に置かれた、土地（農地を含む）と建物を基本要素とする「官衙」的なものであったのに対して、神籠石も多くはそうした官道に沿った山塊と平野部の接点、平野部・官道を見下ろすような場所に築かれた「城郭」的施設である。